

でございます。なお、東京部の児童福祉審議会等でも、今後の保育行政のあり方という方向の中で、いろいろ検討をされているようにございます。

それで、実態ということでございますので、福祉の実態につきまして御説明申し上げますと、保育料につきましては三歳以上が最高が九千五百円でございます。それから三歳児未満が一万六千九百円が最高になっております。それで階層の区別のD14で申し上げますと、三十五万円以上の所得税の課税世帯でございますが、これは標準四人の世帯で見た場合に、年間総所得金額は扶養控除等、あるいは社会保険等の控除をいたす前の額は約三百九十万円から四百二十万円程度でございます。

それからゼロ歳から五歳児までの民間保育園の当市の平均委託料でございますが、四百八千円でございます。それでそのうちの負担区分でございますが、国が二二％、それから都が二四・四％、それから市の負担が四一・五％、保護者負担が一三％となっております。

それから保育料の徴収基準にいたします比率の他市との比較でございますが、一番低い市は小金井市の二七・七％、それから調布が三三％、田無が三四％となっております。それで近隣では非常に高くなっております、秋川市で七〇・八％、それから青梅市で五二％となっております。福生市では四〇・九％でございます。低い方から十二番目でございます。最高は小平市の八六％でございます。なお、五十五年の四月三十日現在で調査いたしました、これは二十市だけでございますが、平均が四六・七％となっております。

それから次に都立保育園の関係は市長の方からいろいろ御答弁があったようにございますが、これは直接私も移管の問題の話には触れていないわけでございますが、一応、都立保育園の二園を移管したと仮定した場合に、五十六年度予算では約一億円程度の一般財源の負担増となるわけでございます。

それから保育内容等も後退すると申しますのは、都立保育園は非常に職員が多いわけでございますので、内容等も充実されておりますので後退ということについてはありません。

なお、この都立保育園につきましては都立の福祉保育園でございますが、敷地は民間から土地を借りておりまして、また、移管となればそれらの買収問題等も出てくるのではなからうかと思っております。なお、先ほど市長が答弁で申

し上げましたように、慎重に検討していく必要があろうかと思っております。

次に無認可保育園の関係でございますが、やはり、これは無認可保育園の措置の関係で、非常に場所がないというような関係で民間保育園の方へお願いをしているわけでございますが、この民間保育園の方は、六ヵ月前後の者も措置しているような関係で、それ以下の者はやはり無認可保育園の方へお願いするような形にもなっております。

なお、先ほど市長の方からも答弁がありましたが、現在の状況でございますが、実態でございますが、福生市は林田母子健康センターに十八名です。ゼロ歳児が十六名に一歳児が二名。それから牛浜保育所にゼロ歳児が六名、一歳児が四名、二歳児が三名、四歳児が二名と現在お願いをしているわけでございます。

なお、未措置児の問題も出てきているわけですが、二十六市でも、それから郡全体でもやはりこういう問題は出ておまして、当市は非常に人口のわりに保育所の数が多い関係で、いま、そういう問題も他市に比べましては比較的問題が薄いような状況でございます。なお、無認可保育園につきましては、

最近ベビーホテルの問題等もありまして、国、あるいは児童審議会の方でもいろいろ検討をしているようでございます。なお、林田母子健康センター、牛浜保育所に申しましては今後とも利用契約をできるだけしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に緊急一時保育の方の問題でございますが、先ほど市長が御答弁申し上げたとおりでございます。やはり認可保育園に定数がないような場合ですと、どうしても保育室にお願いするよりはかに方法がないわけでございます。これにつきましては従来どおりにやっていくたいというふうに考えております。

(聞 こえなしと呼ぶ者あり)

○九番(小野沢 久君) 自席から二回目の質問をいたします。

保育園の問題でございますけれども、幼稚園の公立と私立の関係の質問をしていただければ、その格差の実態についての答弁がなかったんですが、公立と私立の費用面の差、内容の差がありましてこれを答えていただきたいと思います。また、あと保育園の関係ですが、措置率などのくらいになっているか、それによつてまたもう一回三番目の質問を後でいたします。

それがもう一つ、現在学童保育室が五十四年から七園になりまして、五十四年が百二十七名、五十五年が百二十六名行っているわけですが、保育園の卒園児の数は、五十四年が三百二十四人、五十五年が三百四十七人でございます。保育園を三月に終わって四月に小中学校に行くわけですが、一カ月の間に保育に欠けるといふ状況が若干に大きくかわるものなのかどうか、非常に差がございしますので、この辺の差についてどういふ見識を持っているか。

次に都立の保育園の移管の問題、移管されると一億……、それ以外に土地の問題等々大変な問題が出てくるということでございしますが、市長もこれは今回東京都の答申のように移管ということになってくると大変な出費になるわけがございしますので、九市二町というところで市長会におうも大変限定されてくると思うんですが、極力移管でないうような方向で本年度はがんばっていただきたい。これは要望しておきます。

それから無認可保育の関係でございすけれども、これは緊急時の一時保育とはひと内容が同じようなことになるわけがございすけれども、緊急多忙の場

合、たとえば母親が急に入院したとか下葬があったとかというような場合、緊急の場合に、どうか子供を預けなくちゃいけない。核家族化が進み、なかなか人どうを見てくれないといういまの状況の中で、説明の中には無認可保育の方にお願いをしているということですが、行政の対応として、そういう指導をしているのかどうかということをお尋ねいたします。

それから社会体育の振興についてですが、団体の補助金の内容について、金額等は結構でございすが、体育協会の中に加盟してない団体は相当数あると思うんですが、あるいはリトルとか少年軟式、スイミング、その他いろいろございすけれども、それらに対する対応をどのように行っているか。

また次に、福東公園のテニスコート、野球場に管理人を置くということですが、いすので、管理人を置けば近隣の住民に対する迷惑も多少は少なくなるのではないかと思ひますので、これを現在申し込み手続も体育館一本で行われております。そのような問題も、管理人を置くということによって部分的にその地域で受けができれば、より市民サービスの向上になる人ではないかと思ひます。その辺はどうか。

それから管理の中へ入りますけれども、牛浜野球場、あるいは南田園の野球場等、芝が生えておりまして、土等も入れられよい管理をされてゐるわけでございすけれども、私たちが使用する側に立つてみますと、どうも備品が管理されてゐないと、そういう面で各チームそれをいろいろ物を持っておりすけれども、みんなが使うようなラインカーとか、水まきの道具等のものはそれとるところに備品として置いていただければと思ひます。その辺はどのように考へてゐるか。それから自転車置き場の問題なんです。現在、福生の東口が一番多いんですが、東口の駅前の工事が現在進んでおりますけれども、あれに含めて自転車置き場の問題を検討したことがあるのかどうか。

また、これは私が議員になる前の一般質問にもございした。自由橋の北側を検討しようという答弁もなされてゐるんであります。この問題、どういふ結果になつたのか。

以上、二回目の質問にいたします。

○庶務職員課長（古谷正夫君） 第一点目の公立幼稚園と私立幼稚園の実態でございすけれども、非常に比較論につづましてむづかしい問題がござい

ます。と申しすのは、入園料とか、その他、取つてゐないところもございすし、また私立の場合につづましてはその他を取るといふようなことで、非常に比較論がむづかしいわけでございすけれども、保育料等で比較させていただけますと確かに実態といたしましては格差があるわけでございす。

平均でいいますと、公立の場合につづまして設置しておりますのは、市部では七市ございまして、現在二十一園ございすけれども、平均いたしますと七万五千円程度、公立の方でございす。それから私立にいたしますと保育料、教材費、その他という形になるわけでございすけれども、これには給食費とかアルバム費、だとかというものが入りましてその他の関係で、年間いたしますと二十万七千円程度、月にいたしますと一万八千円程度になるわけでございす。

このような関係で、確かに実態はこのような形になっております。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお答えいたします。

体育協会への加盟でございす。これにつづましては未加盟の団体はかなりのありと、御指摘のとおりでございまして、私もこれはすでに指導はしてあります。いま現在におきましては、施設の利用面とか、大会の参加等については実

質的な援助等も行っておりますが、今後ともまた逐次指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、いま管理人の問題が出たんですが、テニスコート等もござります。福東地区並びに武蔵野台地区にテニスコートがござりますが、これらについて現地で受付ができないかというふうな御質問ではござりますが、これらについては、受付をするとやはり有料化を考えておりますので、そこで金銭を収納しなければならぬ、使用料等を収納しなければならぬということではございまして、この問題につきましては、会計課とか、それから企画財政課とも十分協議いたしまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

それから野球場の關係の備品並びに倉庫の關係でござりますが、現在、倉庫がないのは加美平野球場と南公園の關係でござりますが、南公園につきましては河川敷でございしますので、そこにできないという理由がござります。それから加美平については、これはやはり検討しなければならぬと、それから田園野球場については倉庫があります。備品等はまだそろっていないというふうな状況でござりますが、これらとあわせて利用者の便宜を図って検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

以上、お答え申し上げます。

○福祉部長(田村忠雄君) 公立と私立の格差でござりますが、児童一人につきましてに立のちが約一万円高くなっております。

それから措置率につきましては、これは五十五年度の冒の当初で申請者が四百八十八人で措置者は三百三十一人でございしますので、未措置児の数は百五十七人でございまして六七・八%となっております。

それから緊急一時保護でござりますが、やはり、ほかの公立なり私立の民間保育園がやっていますればそこに措置するように、保母にも指導してありますし、実際にやっております。

それから学童保育の關係でござりますが、確かに五十五年度では卒園児が三百四十七人で学童保育の受け入れ数が百二十六人でございすから二百二十一人は保育に欠けているかのような形にも出てくるわけですが、中には措置上の問題でやや保育に欠けるような方もいるように思います。

それからやはり保育園に入所の当時は保育に欠けていたが、その後お母さんが

家に引込んでんだとか、そういつたものもあるようでございます。また中にはいじめっ子が今度一年生になりまして、友達ができたり一人遊びができたり留守番ができたりうになつた児童もいるようでございます。

○建設部長(内田和雄君) 東口の区画整理の中で駐輪場の問題が、計画もすべきただと思ひますけれども、現在かかっているかというふうなことでございますが、まだ、工事は当時は計画になつたと思ひます。区画整理に入つてくるときには地べらくやういふ話はなかつたんじゃないかというふうに思ひます。

それから駅のそばにというところでございますが、区画整理で減歩もされておりますし、それぞれの地主等は利用計画があるようでございまして、一部地主さんにもお話ししたこともある人ですけれども、そんなことでございます。それでいろいろの意見がございまして、本当に駅に近ければいいんでございまして、これらの点を踏まえて地主さんとはお話ししたことがある人ですけれども、できるだけ駅に近い所に駐輪場が欲しいというふうな話もしてございます。結論はまだ出ておりませんが、今後とも区画整理の中では無理だと思ひますけれども、検討してまいりたいと思ひます。

○九番(小野沢久君) 三度目の質問になりますけれども、いろいろ保育園の問題、数字を出していただきたしたけれども、これは大分回りくどくなりまして、学童保育に行つた数値も三五・六％で、未措置が大体四〇％近くもいるということ、これはやはり父母にしてみれば、できることなら保育園に行かせたいんですよ。これがやはり実態だと思ひます。ですから、その辺も考へて、先ほどの市長の答へ年にもございましてけれども、東京都が保護者負担軽減の補助金は五百円と二百円増額になつたというところで多少の前進かと思ひますが、市の分についてはむずかしいというところはありますけれども、こういう事情が多量にございまして、やほり、できることなら保育園に行かせたいんだけれども、行かせられないという状況を考へていただいて、増額について今後検討していただきたいと思ひます。これは要望いたしておきます。

それから社会体育の関係ですが、大変いふ御答へをいただいたわけでございますけれども、施設のある地域は多かれ少なかれその施設によつて近隣の住民に對して迷惑がかかるわけでございます。これは使う方もその点で十分気をつけ、早朝にはなるべく大きな声も出さないというふうな配慮もしながら使つていただく

けでござりますが、そういう点を十分考慮して、やはり公平に使えるような形を今後配慮して、いつにたゞきたいということを要望いたしておきます。

それから自転車置き場、いまも部長から話があったんですが、現実問題として遠いとはほとんど利用しない。これは現在西口にござります。酒屋さんの前にあります。駐輪場を見ていただければ明らかでござりますが、ほとんど利用されてない。そういう意味で、いま時点で自転車置き場を駅周辺で探しているのかいなか、どちらかお答えをいただきたい。

前後しちゃってあれなんです。保育園の行政の中で、大変お母様方の職場も広くござります。仕事に行く人もふえておりますので、現実の八時半から五時までの時間、特例保育前後一時間がござりますけれども、実際にこの中で本当に保育に欠けてる子が消化できるのかという点、非常に多様になつておりますので、考え方として、この点についてどういふ見解を持てゐるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

以上二点を三番目の質問といたします。

○福祉事務所長(須崎 進君) 御指摘の保育園の保育に欠けてゐるという

ことの考え方ですが、保育園につきましては、それぞれ市町村によつて充足率が違つております。と申しますのは、必ずしも学歴前の児童と保育に欠ける児童との数が一致しておりません。

私どもの方を見ますと、二十六市のうち大体七位にランクされております。この充足率が福生市の場合二二・三七%でござります。それから青梅市の場合は一

番充足率がよつて三三・八四%、それから町田市が一番悪くて九・七四%ということ

でござります。したがひまして、この中で私どもが保育園入園の措置基準

によりまして指数を定めております。これは在勤であるとか、それから居宅内

労働であるとか、それから保護者が不在であるとか、疾病であるとか、身体

障害者であるとか、それから看護を要する者であるとか、災害に遭つた

方、こういうような大体七項目にわたつてこの指数を、それぞれそれぞれの時

間等によりまして指数を定めて措置をしてゐるということになるわけでござります。

したがひまして、この七項目が一応児童福祉法の第二十四条でいう保育に欠

けるという者の定義が非常に抽象的でござります。その中で一応私どもが定

員までを措置しているということもござります。なおかつ途中におきまして転入

された方、途中で本市に七項目に該当するようの方が出る場合もございます。
これらの方々につきましては一応空室を待つが、それから先ほど市長、部長
が答弁いたしましたように無認可保育所を私どもの方では活用をさせて、いた
でいるということでございます。

無認可保育所につきましては、御指摘のとおりゼロ歳児から三歳児ぐら
いまでを対象にしておりまして、私どももそう言うような緊急を要するよう
な方々については、定員枠がない場合につきましては、どうしてもその方をあつせん
力いたしまして、なるべく市民の方々に非常に緊急に保育に欠けるような場
合には、私どものあつせんによつて措置をお願いし、また保育園でも空室がある
場合等については、特にどうしても、いろいろ問題があるような場合でも、保護率
等を考慮いたしまして措置をするよう努力をしております。

○建設部長(内田和雄君) 駐輪場の用地を採れたことがあるかというよう
な、物色しているかというようないことでございしたんです。私ども区画整理の担
当者といたしましては、駅広を救済備へております。そこであつて約一千口の自
転車があつたわけですが、それを撤去に当たりまして地主さんに一部当りて
おります。

これは区画整理の担当者としまして当りたわけで、ぜひ貸してほしいという
こととお話し申し上げております。それで、それは一番近い所の、すなわち駐
車場になつておりますけれども、ここを貸してほしいというふうなことで話し
をしております。しかし、あつては無理であるというふうな話で、私どもは駐
輪場を用地買収はその後の管轄になります。駐輪場をやはり考えなければい
けないだろうというふうなことで、そのときにもお話し申し上げた、一部完
全に売つてもいいとは、売れないかもしれませんが、提供してもいいという
ふうなお話もございしました。

それらを踏まえて今後また地主さんと私ども区画整理の担当でござ
いますけれども、一応折衝しているということで、その辺も踏まえてこれから
総務部の方でも検討して、いきたいと思います。

○九番(小野沢久君) 今回の自転車置き場の件で要項をだけて
せていただきました。非常に自転車に乗っている人、それからバスの値
上がり等でございまして、大変行政と密着している問題だと思
いますので、地主さんとの交渉を粘り強くやっていただい
て、なるべく近い所に駐輪場の場所が確保できるようにがんば
って取

り組んでいたのだと思います。

以上で終わります。

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延

会とすることに決定いたしました。

なお次回の本会議は三月十二日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後四時五十六分 延会

写 福総庶発第二千九百八十号

昭和五十六年三月四日

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

昭和五十六年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十六年三月四日付け、福生市告示第八号（別紙参照）をもつて、昭和五十六年第

一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十六年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十六年三月四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期	日
二 場	所
	福生市議会議場